

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月30日

月曜日

号外

目次

規則

○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年9月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第40号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「受けている者」の次に「であって、知事が適当と認めるもの」を加える。

第5条第3項第3号中「又は覚せい剤の中毒者」を「若しくは覚醒剤の中毒者又は視覚若しくは精神の機能に障害のある者」に改め、同項第4号を削る。

様式第1号備考1(3)中「又は覚せい剤の中毒者」を「若しくは覚醒剤の中毒者又は視覚若しくは精神の機能に障害のある者」に改め、同様式備考1(4)を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則に定める様

式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)